

令和7年度 第2回愛西市権利擁護支援連携協議会次第

日時 令和8年2月18日(水)
午後2時40分から
場所 愛西市役所 北館
会議室2-1・2-2

1 あいさつ

2 議 題

(1) 令和7年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について

① 相談対応実績について …資料1

② 広報活動実績について …資料2

③ 成年後見制度市長申立案件の経過について …資料3

(2) 令和8年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施計画について

…資料4

(事業項目)

- ア 権利擁護に関する広報啓発
- イ 権利擁護に関する総合相談
- ウ 成年後見制度の申し立て支援及び後見人等支援
- エ 法律職及び関係団体等との連携促進事業
- オ 後見業務の提供事業

(3) 意見交換

- ・権利擁護のチーム支援について

3 その他

愛西市権利擁護支援連携協議会出席者名簿

委員任期 令和7年7月1日から令和9年6月30日

区分	氏名	所属	備考
委員 弁護士	服部 一将	愛知県弁護士会	
委員 司法書士	浅井 佐智子	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート愛知支部	
委員 社会福祉士	黒田 敬	愛知県社会福祉士会	
委員 医療関係者	三和田 篤	認知症疾患医療センター七宝病院	欠席
委員 高齢者福祉関係者	青木 聡子	佐屋苑地域包括支援センター	
委員 障害者福祉関係者	竹田 晴幸	社会福祉法人百千鳥福社会	欠席
委員 社会福祉関係者	吉川 明宏	公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部	
オブザーバー	松田 ひろみ	名古屋家庭裁判所 主任書記官	
事務局 愛西市	水野 裕公	保険福祉部社会福祉課 課長	
事務局 愛西市	柘植 佐知子	保険福祉部社会福祉課 課長補佐	
事務局 愛西市	藤本 貴志	保険福祉部社会福祉課 主査	
事務局 愛西市	八木 久美子	保険福祉部高齢福祉課 課長	
事務局 愛西市	浮貝 将成	保険福祉部高齢福祉課 主事	
事務局 愛西市	林 茂 樹	産業建設部産業振興課 主査	
事務局 愛西市	河村 崇之	産業建設部産業振興課 主事	
事務局 海部地域消費生活センター	前川 雄二	海部地域消費生活センター事務局	
事務局 権利擁護支援センター	稲穂 宏紀	専門相談員	
事務局 権利擁護支援センター	小西 ひなこ	専門相談員	
事務局 社会福祉協議会	酒井 真	在宅サービス課長	
事務局 社会福祉協議会	佐藤 和子	専門相談員	

愛西市権利擁護支援連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を協議するため、愛西市権利擁護支援連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) 愛西市権利擁護支援センターの運営状況、体制等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (3) 司法、医療、福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。
- (4) その他、判断能力の不十分な高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護支援に資すること。

(協議会)

第3条 協議会は、委員7人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 医療関係者
- (5) 高齢者福祉関係者
- (6) 障害者福祉関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が委員の中から指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていない場合は、市長が招集する。

(議事)

第7条 会議の議長は、委員長が掌る。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、利害関係を有する者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、保険福祉部社会福祉課に置く。

2 協議会の運営については、愛西市と愛西市権利擁護支援センターの相互協力のもと実施するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

愛西市権利擁護支援センター 令和7年度相談対応実績

資料1

令和8年1月31日現在

1 対象者の種別 (人・件)

相談者		認知症	知的障害	精神障害	身体障害	高齢者	その他	不明	合計
		4月	実人数	9	0	3	1	4	0
	うち新規	4	0	0	0	3	0	0	7
	延べ件数	19	0	3	2	5	0	0	29
5月	実人数	11	1	1	2	4	0	0	19
	うち新規	1	1	1	2	1	0	0	6
	延べ件数	29	3	3	3	5	0	0	43
6月	実人数	12	2	4	1	2	0	0	21
	うち新規	3	1	1	0	1	0	0	6
	延べ件数	15	3	9	1	2	0	0	30
7月	実人数	11	1	5	0	1	1	0	19
	うち新規	2	0	3	0	0	0	0	5
	延べ件数	23	2	6	0	1	1	0	33
8月	実人数	6	3	6	0	2	1	0	18
	うち新規	1	2	3	0	0	1	0	7
	延べ件数	13	7	9	0	4	2	0	35
9月	実人数	5	4	4	1	1	1	1	17
	うち新規	1	2	2	1	0	0	1	7
	延べ件数	5	7	10	1	1	2	1	27
10月	実人数	5	2	2	0	2	4	0	15
	うち新規	2	0	0	0	1	3	0	6
	延べ件数	6	6	7	0	2	7	0	28
11月	実人数	5	2	2	0	2	0	3	14
	うち新規	1	1	1	0	1	0	0	4
	延べ件数	8	2	3	0	3	0	8	24
12月	実人数	7	1	1	0	3	2	0	14
	うち新規	3	0	0	0	2	0	0	5
	延べ件数	13	1	3	0	5	4	0	26
1月	実人数	9	5	4	0	3	1	1	23
	うち新規	1	3	2	0	2	0	1	9
	延べ件数	17	9	6	0	3	1	2	38
合計	実人数	80	21	32	5	24	10	5	177
	うち新規	19	10	13	3	11	4	2	62
	延べ件数	148	40	59	7	31	17	11	313

2 相談方法 (人)

相談方法	訪問	電話	来所	ケース会議等	巡回相談	弁護士相談	その他	合計
4月	11	13	4	0	1		0	29
5月	9	18	10	1	1	4	0	43
6月	6	12	12	0	0		0	30
7月	7	9	10	1	0	2	4	33
8月	9	11	9	3	1		2	35
9月	1	8	13	0	0	3	2	27
10月	4	4	20	0	0		0	28
11月	4	5	12	1	0	2	0	24
12月	7	7	12	0	0		0	26
1月	8	7	19	0	1	2	1	38
合計	66	94	121	6	4	13	9	313

権利擁護支援センター相談対応月平均数

実人数 17.7人
 (うち新規数) 6.2人
 延相談対応件数 31.3件

3 相談者

(人)

相談者	本人	家族	親族	ケアマネジャー	地域包括支援センター	介護関係事業所	障害関係事業所	相談支援事業所	社会福祉協議会	行政	医療機関	民生児童委員	知人・地域住民	後見人等	法律専門職	家庭裁判所	金融機関	消費者センター	警察	その他	不明	合計
4月	4	2	3	2	3	0	0	1	0	4	4	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	29
5月	2	2	10	3	8	1	0	2	0	2	6	0	1	5	1	0	0	0	0	0	0	43
6月	9	2	7	0	2	0	0	3	0	3	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	30
7月	5	5	2	4	3	4	0	2	0	2	3	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	33
8月	3	6	7	2	2	1	0	6	0	5	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	35
9月	2	6	8	0	0	0	1	0	0	3	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	27
10月	1	9	4	1	3	0	0	1	1	2	4	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	28
11月	1	3	1	2	2	0	1	1	0	7	0	0	0	1	2	0	0	0	0	3	0	24
12月	4	7	2	2	0	1	0	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	2	0	26
1月	5	2	7	3	6	0	0	5	1	3	0	0	0	5	0	0	0	0	0	1	0	38
合計	36	44	51	19	29	7	2	21	2	33	25	1	3	23	9	2	0	0	0	6	0	313

4 相談対応内容内訳

(件)

相談対応内容	日常生活自立支援事業相談	成年後見制度説明・相談	本人申立手続支援	親族申立手続支援	市長申立手続支援	財産管理	書類管理・手続支援	総合相談・手続支援	相続・遺産分割・遺言	悪徳商法・消費者被害	虐待・権利侵害	後見人等支援	契約等法律行為	不安の解消	任意後見制度	報酬助成	債務・浪費	家賃・光熱費等支払い	その他	合計
4月	0	8	1	7	5	1	0	0	3	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	29
5月	0	7	0	12	4	0	1	0	4	0	1	8	0	1	1	0	1	0	3	43
6月	2	8	4	4	1	0	1	0	2	0	0	6	0	1	0	0	1	0	0	30
7月	0	2	1	11	5	2	2	0	0	0	2	3	1	3	0	0	1	0	0	33
8月	0	4	2	15	6	0	0	0	1	1	1	3	0	1	0	0	1	0	0	35
9月	0	2	1	14	4	0	0	0	2	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	27
10月	0	3	0	10	4	0	0	1	2	0	3	4	0	0	0	0	1	0	0	28
11月	1	1	0	4	9	0	0	0	3	1	0	2	0	1	0	0	2	0	0	24
12月	1	4	0	10	7	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	26
1月	2	12	0	6	1	0	0	1	4	0	1	8	0	0	0	0	0	0	3	38
合計	6	51	9	93	46	3	4	2	24	2	9	40	1	8	2	0	7	0	6	313

5 申立等手続件数

(件)

申立別	本人申立	親族申立	市長申立	合計
4月	0	1	1	2
5月	0	0	0	0
6月	0	2	0	2
7月	0	1	1	2
8月	0	0	0	0
9月	0	1	1	2
10月	0	1	0	1
11月	0	1	1	2
12月	0	0	1	1
1月	0	0	0	0
合計	0	7	5	12

参考

(件)

日常生活自立支援事業支援
0
0
0
1
2
0
0
0
0
3
0
6

愛西市権利擁護支援センター 令和7年度広報活動実績

令和8年1月31日現在

1. 関係機関への広報

市内	55件
市外	43件
合計	98件

(市内内訳)

関係機関	件数
地域包括支援センター	2件
居宅介護支援事業所	9件
介護福祉事業所	16件
相談支援事業所	1件
障害福祉事業所	9件
医療機関	4件
金融機関	8件
行政(支所)	6件
合計	55件

(市外内訳)

関係機関	件数
地域包括支援センター	1件
居宅介護支援事業所	11件
介護福祉事業所	4件
相談支援事業所	2件
障害福祉事業所	6件
行政	7件
医療機関	6件
その他	6件
合計	43件

2. 会議等での広報

日付	会議研修等	場所	人数
4月3日	のんびり会(精神障害者の家族)出前講座	愛西市文化会館	約10名
4月22日	介護保険事業所交流会	愛西市文化会館	約50名
6月10日	出前講座(成年後見制度)	佐屋老人福祉センター	25名
6月22日	情報発信フェア(障害福祉)	津島市文化会館	ブース参加
7月5日	市民向け権利擁護普及啓発講演会※1	佐織公民館	26名
9月25日	行政・福祉職向け研修会※2	愛西市文化会館	41名
11月11日	出前講座(自分らしく暮らすために)	佐屋老人福祉センター	20名
11月25日	居宅介護支援連絡協議会研修会	愛厚ホーム佐屋苑	約30名
12月19日	行政・福祉職向け研修会※3	愛西市文化会館	31名

※1 市民向け普及啓発講演会

内容：私にもできる地域の手助け

参加人数26名内訳

職種	人数
市民	7名
福祉職	15名
民生児童委員	1名
行政職員	3名
合計	26名

※3 行政・福祉職向け研修会

内容：成年後見制度研修会

参加人数31名内訳

職種	人数
ケアマネジャー	11名
相談支援専門員	5名
地域包括支援センター職員	4名
医療相談員	4名
社会福祉協議会職員	3名
介護関係事業所職員	2名
障害福祉事業所職員	1名
行政職員	1名
合計	31名

※2 行政・福祉職向け講演会

内容：意思決定支援研修会

参加人数41名内訳

職種等	人数
ケアマネジャー	8名
社会福祉協議会職員	6名
相談支援専門員	5名
障害福祉事業所職員	4名
医療関係職員	3名
地域包括支援センター職員	3名
行政職員	2名
介護関係事業所職員	2名
児童関係事業所職員	1名
その他	7名
合計	41名

成年後見制度市長申立等案件の経過について

令和7年度	市長申立	5件（高齢者4件 障害者1件）
	親族申立支援	1件（高齢者1件 障害者0件）

ケース1 2024-6 I・T（93歳 女性 認知症）

2月19日 支援検討委員会開催（受任候補者検討）法律職
 4月11日 家庭裁判所市長申立（後見人候補者）弁護士
 4月22日 審判確定（後見人）弁護士
 5月7日 担当者会議開催

ケース2 2025-1 I・H（78歳 女性 認知症）

5月15日 支援検討委員会開催（受任候補者検討）法律職
 7月17日 家庭裁判所市長申立（受任候補者）司法書士
 8月5日 審判確定（後見人）司法書士
 8月26日 担当者会議開催

ケース3 親族申立 H・R（73歳 男性 高次脳機能障害）

5月15日 支援検討委員会開催（受任候補者検討）法律職
 6月12日 家庭裁判所親族申立て（受任候補者）司法書士
 7月25日 審判確定（後見人）司法書士
 8月14日 担当者会議開催

ケース4 2025-2 I・M（84歳 男性 認知症）

8月20日 支援検討委員会開催（受任候補者検討）福祉職
 11月21日 家庭裁判所市長申立て（受任候補者）行政書士
 12月17日 審判確定（後見人）行政書士

令和8年

1月13日 担当者会議開催

ケース5 2025-3 T・R（39歳 男性 知的障害）

8月20日 支援検討委員会開催（受任候補者検討）福祉職
 9月12日 家庭裁判所市長申立（受任候補者）行政書士
 10月8日 審判確定（後見人）行政書士
 10月27日 担当者会議開催

ケース6 2025-4 S・T（67歳 女性 意識障害）

11月19日 支援検討委員会開催（受任候補者検討）法律職
 12月18日 家庭裁判所市長申立（受任候補者）弁護士
 1月29日 審判確定（後見人）弁護士

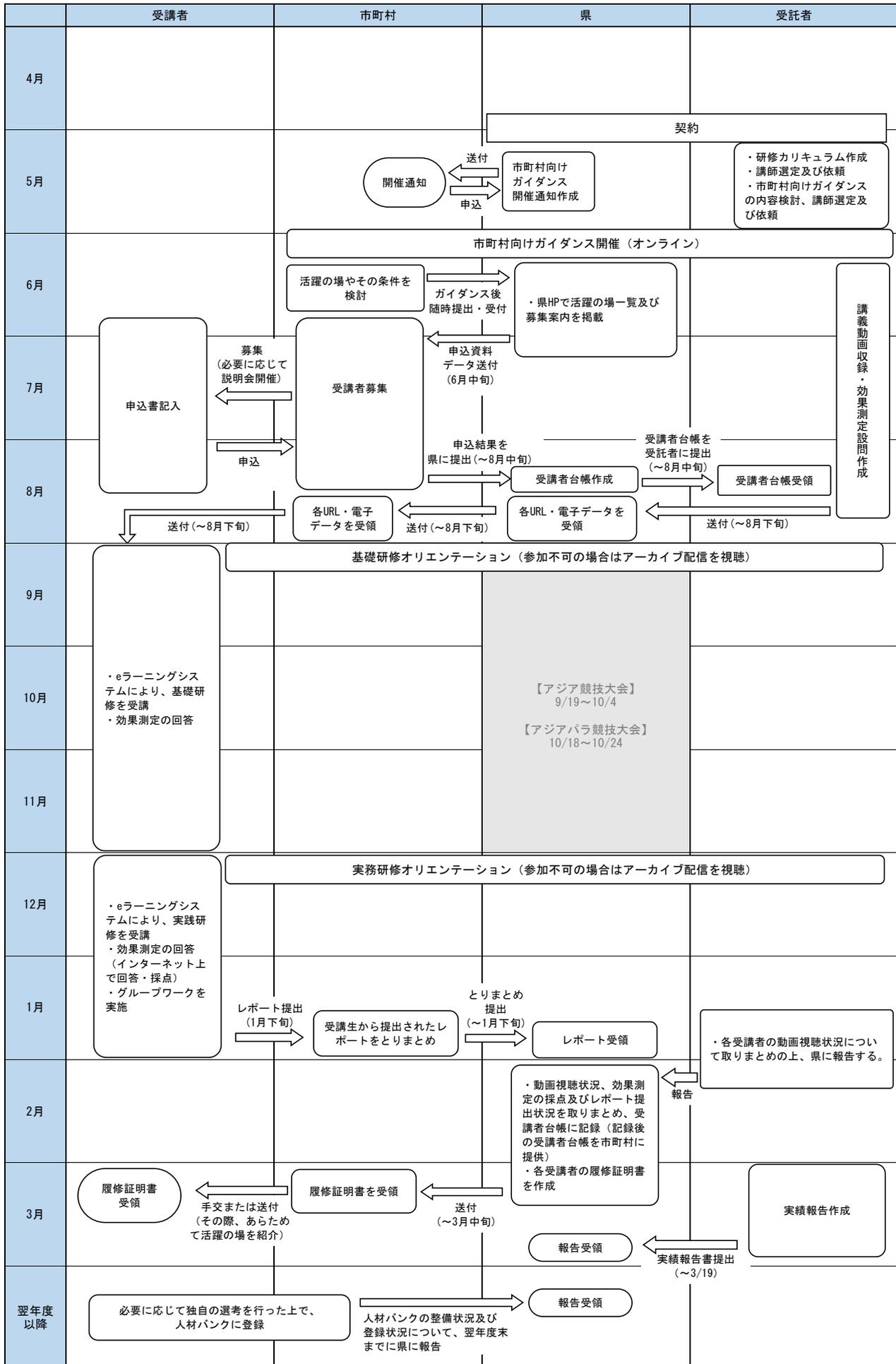
1. 事業実施方針

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、自らの権利保護に支援を必用としている者又はそれぞれの支援者に対して、権利擁護に関する相談支援、利用支援、普及啓発等の事業を行い、もって住民福祉の向上及び日常生活の安寧を図ることを目的として次の事業を実施する。
 具体的には、権利擁護に関する相談支援事業、民法に規定する後見制度及び社会福祉法に規定する福祉サービス等の利用支援事業、権利擁護に関する普及啓発事業、法律職及び関係団体等との連携促進事業を実施する。また、法人による後見事務の提供事業に向けた検討を開始する。

2. 事業実施事項

項目	ア 権利擁護に関する広報啓発	イ 権利擁護に関する総合相談	ウ 成年後見制度の申し立て支援及び後見人支援	エ 法律職及び関係団体等との連携促進事業	オ 後見事務の提供事業
事業目的	パンフレットの作成、講演会や研修会の開催等により、広く市町村の関係者及び住民に対して、権利擁護の制度の普及・啓発を行う。	地域住民、介護事業所や障がい者の事業所などからの成年後見制度の利用、権利擁護に関する相談に応ずるとともに、センター職員による市内巡回相談を行う。併せて、成年後見制度などに関する情報提供を行う。	成年後見制度の利用及び福祉サービス等の利用のための必要な支援を行う。 ※福祉サービス等とは市町村が行う福祉サービス・介護保険法によるサービス・社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業・生活自立支援事業を指す。	成年後見、虐待等権利擁護に関する専門職、関係機関の連携の促進、地域連携ネットワーク構築の推進、法律職や専門職の関係団体との連携体制を構築する。	支援検討委員会において、支援が必要と認められる人に対して、当法人が後見業務を提供する。法人後見ガイドラインを作成し体制構築に向けての準備を行う。準備完了後は、法人後見人として活動する。
事業内容	1. 市民への広報・啓発 ①センターパンフレットの配布 ②ホームページによる情報発信 ③広報等による情報発信	1. 窓口相談	1. 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断 ①住民及び首長による申し立ての支援 ②後見人候補者の調整 ③申し立て手続き代理人の斡旋	1. 受任可能な専門職数の把握（1回/年） （調査対象団体） ①弁護士会（アイズ） ②司法書士会（リーガルサポート） ③社会福祉士会（ばあとなあ） ④行政書士会（コスモスあいち）	1. 法人後見の体制の構築
	2. 関係機関への広報・啓発 社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護保険事業所、障がいサービス事業所、民生委員、医療機関、金融機関、郵便局、消費生活センター公証役場、裁判所 等	2. 電話相談	2. 後見人等の後方支援 ①申し立て後の後見人へのモニタリング・バックアップ ②愛知県市民後見人等養成研修修了者向け権利擁護支援事業説明会の開催 ③愛知県市民後見人等養成研修修了者の人材登録及びフォローアップ	2. 専門職団体関係の研修、権利擁護に関する情報交換会及び会議等への参加 社会福祉士会「ばあとなあ」連絡会議等	2. 法人後見に関する勉強会及び研修会への参加
	3. 各種会議、研修会での広報・啓発 ①介護保険事業所及び施設連絡会議 ②市障害者地域総合支援協議会 ③民生児童委員協議会定例会 ④市地域包括支援センター連絡調整会議 ⑤市ボランティア連絡協議会 ⑥ケアマネジャーオンラインサロン ⑦愛西の里保護者懇談会 等	3. 訪問相談	3. 成年後見のニーズ把握（1回/年） （認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者数の把握）	3. 支援検討委員会の実施（年4回） ①受任調整会議 ②相談事業等、センター運営全般に関する助言	3. 法人後見に関する書類整備 法人後見ガイドラインの整備
	4. 講演会や研修会の開催 ①住民のための講演会 年1回 ②行政・福祉職のための講演会 年1回 ③行政・福祉職のための研修会 年1回	4. 巡回相談 第2木曜日に市内4地区にて巡回相談を実施（1組目13：30～2組目14：30～） ①佐屋地区（4月、8月、12月） ②立田地区（5月、9月、1月） ③八開地区（6月、10月、2月） ④佐織地区（7月、11月、3月）	4. 権利擁護啓発及び勉強会の開催 （対象）社会福祉協議会及び関係機関の専門職・行政職員	4. 地域連携ネットワークの構築 権利擁護が必要な方の発見、早期の相談支援、後見人を含めたチーム支援のための地域連携ネットワーク構築の推進 ①権利擁護支援連携協議会（年1回） 多職種による権利擁護利用促進の検討 ②権利擁護支援事業運営会議（年5回） 権利擁護支援に関する事業運営の協議	
	5. 権利擁護の人材（市民後見人）養成 愛知県市民後見人等養成研修の周知及び受講者のフォローアップ	5. 弁護士相談 ①開催月 5月、9月、1月、3月 ②開催日 第3木曜日 1組目10：00 2組目11：00 ③場 所 権利擁護支援センター	5. 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業担当者等との連携	5. 家庭裁判所との連携 ①人材育成や後見人支援に関する情報交換 ②家事関係機関と裁判所との連絡協議会への参加	
	6. 居宅支援ネットワーク事例検討会（随時開催）			6. 消費者の安全確保のための取り組み 地域における見守りネットワークの構築	

令和8年度 愛知県市民後見人等養成研修 年間スケジュール (予定)



(注) 本フロー図は、現時点で想定しているスケジュールを示しているものであり、今後変更となる可能性がある。

愛西市における「活躍の場」のご紹介

研修修了者の「活躍の場」について

1 市民後見人（候補者登録）

権利擁護支援センターなどからの支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を行う「市民後見人」の候補者として登録します。なお、実際に活動するには、本人（被後見人）がその人らしく暮らしていくため、状況に応じて受任が適切な候補者を調整（受任者調整）の上、家庭裁判所から選任を受ける必要があります。

【主な内容】

- 財産管理（生活費や医療費の支払いなどの金銭管理）
- 身上保護（施設入退所や病院の入退院手続きなどの支援）

【対象者】市内及び近隣市町村在住者

【履修が必要な科目】全ての科目

2 日常生活自立支援事業 生活支援員

社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の生活支援員として、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の日常的なお金の出し入れや書類の管理を行います。

【主な内容】

- 日常的なお金の出し入れ
- 日常生活に必要な事務手続きや重要な書類などの管理

【対象者】市内及び近隣市町村在住者

【履修が必要な科目】全ての科目



留意事項

候補者登録や生活支援員として活躍するにあたっては、研修終了後別途実施する面接を受けていただく必要があります。詳細はあらためて研修修了者の皆様にお知らせいたします。

問合せ先

愛西市権利擁護支援センター

〒496-0907 愛西市稲葉町米野220番地1 ふくしの相談窓口

TEL：0567-31-6232 FAX：0567-31-6233

メールアドレス：kenriyugo@aisai-syakyo.jp

令和7年度 第2回愛西市権利擁護支援連携協議会 配席図

【日 時】令和8年2月18日(水) 午後2時40分から午後3時40分

【場 所】愛西市役所 北館 会議室2-1・2-2

